19　環境教育等推進会議
政府は、関係行政機関の職員をもって構成する環境教育等推進会議を設けるとともに、環境教育等推進会議に、専門的知識を有する者によって構成する環境教育等推進専門家会議を置くこととした。（第二四条の二関係）

20　この法律は、9～11、14及び15を除き、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律（法律第六八号）（総務省）

1　この法律は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、電波法の特例を定めることとした。（第一条関係）

2　特定周波数変更対策業務に係る周波数の使用の期限の特例（第二条関係）

㈠　総務大臣は、岩手県、宮城県又は福島県における特定の無線局区分の周波数の使用の期限について、東日本大震災により当該地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっている状況及び当該状況の改善に必要と見込まれる期間を勘案し、平成二四年七月二四日を限度として延長することができることとした。

㈡　㈠により使用の期限を延長された周波数を使用する無線局について、免許の有効期間を当該延長された期限までの期間とすることとした。

3　電波利用料の特例（第三条及び第四条関係）

㈠　2の㈡により免許の有効期間を延長された無線局の免許人は、当該延長された無線局の免許の有効期間について電波利用料を国に納めることを要しないこととした。

㈡　2の㈡により免許の有効期間を延長された無線局について、当該延長された期間の運用に要する費用の助成を電波利用料の使途に加えることとした。

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一六八号）（外務省）

1　北朝鮮特定貨物のうち国際連合安全保障理事会決議第一七一八号等により北朝鮮への輸出の禁止が決定された物資に係るものに、牛の肉等を追加することとした。（別表六の項関係）

2　その他所要の規定を整理することとした。

3　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

法　律

農林水産省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第六十五号

農林水産省設置法の一部を改正する法律

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「（地方農政局の地域センター）」に改め、同条第一項中「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第十九条第三項から第五項までを削る。

第二十一条第一項第一号中「（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）」を削る。

第二十二条の見出し中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条第一項中「農林水産大臣は、」及び「のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務」を削り、「統計・情報センターを置くことができる」を「地域センターを置く」に改め、同条第二項中「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、届出等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に地方農政事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政事務所長に対してした届出その他の行為（以下「届出等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局の地域センターの長に対してした届出等とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農産物検査法の一部改正）

第五条　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「、地方農政事務所長」を削り、「北海道農政事務所長」の下に「、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を加える。

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正）

第六条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、「地方農政事務所長」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一号中「又は地方農政事務所」を削る。

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月十五日

内閣総理大臣　菅　**直**人